

■引き上げ分の地方消費税収(社会保障財源化分)の用途について

□平成26年度決算における地方消費税交付金	546,241千円
うち、引き上げ分(平成26年度決算における地方消費税交付金の2/12)	91,040千円

平成26年4月1日より消費税率(国+地方)が5%から8%に引き上げられ、地方消費税率が1%から1.7%となりました。今回の引き上げ分の地方消費税交付金相当額は、地方消費税収に引き上げ前の地方消費税率によるものも含まれることから、平成26年度地方消費税交付金全体の2/12とされています。

引き上げ分の地方消費税収は、社会保障4経費(制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費)その他社会保障施策に要する経費に充てるとされました。本市平成26年度決算における社会保障4経費への充当額は以下のとおりです。

□社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(単位:千円)

区 分			平成 26年度 決算額	財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国府支出金	市債	その他		引き上げ分の 地方消費税
社会福祉	社会福祉費	老人福祉対策費	93,551	44,570		574	45,979	1,980
		老人保険費	0				0	0
		障害者医療費	69,879	34,063			34,951	1,505
		難病患者福祉対策費	0				0	0
		地域生活支援事業費	50,399	18,036			32,327	1,392
		障害者福祉対策費	31,128	23,334			7,760	334
		障害者総合支援法事業費	807,633	611,031			196,533	8,464
	児童福祉費	児童福祉総務費	1,227,239	879,644		80	345,439	14,876
		母子福祉対策費	52,826	27,265			23,982	1,033
		乳幼児福祉対策費	67,219	19,635			44,468	1,915
生活保護費	生活保護費	1,133,861	882,517			247,770	10,670	
保健衛生	保健衛生費	予防費	3,284	2,706			578	25
		母子事業費	1,804	1,727			77	3
社会保険	国民健康保険費	国民健康保険費	354,851	238,760	—	—	116,091	4,999
	社会福祉費	介護保険費	457,551	—	—	—	457,551	19,704
	社会福祉費	後期高齢者医療費	652,790	92,243	—	—	560,547	24,140
合 計			5,004,015	2,875,531	0	654	2,114,053	91,040